

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

## 栃木国民年金 事案 640

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで

昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの 9 か月間が未納となっているが、このころは、経営する店も順調であり、両親に保険料を預けて間違いなく納めてもらっていたので、未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、23 年 9 か月間の国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとするその母親は、申立期間を含む国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の夫も未納期間が無いなど、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況等に特段の変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成15年4月について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から15年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、保管していた給与明細書の支給金額と標準報酬月額が大きく違っているため、正しい記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成15年4月について、申立人が提出した給与明細書から、申立人がその主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料率の改定に気付かずに改定前の料率によって計上された金額を控除していたことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成2年1月から15年3月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は、給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額もしくは超えていると認められることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年12月から10年1月まで34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年2月25日まで  
社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、標準報酬月額が下がった記憶は無い。申立期間は、給与の月額が33万円もらっていたので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年12月から10年1月までは34万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月25日以降の同年12月22日付けで、申立人の標準報酬月額が、9万8,000円に、さかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、平成8年12月に病気になり、それ以降は会社には出勤しないことが多くなり、社会保険事務の執行には当たっていないとしている。

さらに、夫である代表取締役から、「申立人は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなる手続に関与しておらず、自分と弁護士で行った。申立人は、平成10年2月以降は当該事業所には勤務していない。」との証言が得られた。

加えて、元従業員からも、「申立人は、事業所が倒産した平成10年2月25日以降は、事業所では働いていない。」との証言が得られていることから、当該遡及訂正処理そきゅうに関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、

標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年12月から10年1月までは34万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所における資格取得日が昭和35年6月1日となっているが、私が入手したB社の在籍証明書の入社日は、同年4月1日となっている。当時の給料明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード及びB健康保険組合並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA事業所に昭和35年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立てに係る事業所に同期入社した同僚の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A事業所において厚生年金保険被保険者資格取得届を誤って届け出たことを認めており、また、昭和35年6月1日は、2か月の試用期間の終了日の翌日であり、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 栃木国民年金 事案 641

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで  
結婚後、夫に勧められて国民年金に任意加入し、保険料については、毎月、納付書に現金を添えて役場で納付していたので、申立期間の納付記録が無いのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳を見ると、昭和 57 年 8 月 30 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載され、管轄社会保険事務所の確認印が押されている。申立人は、当該資格喪失に係る手続を行った記憶は無いとしているが、記載内容に不自然な点は見当たらず、この記録は、役場が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人は、申立期間について国民年金に加入しておらず、保険料の納付書は発行されなかったと考えざるを得ない。

また、申立人から聴取しても、保険料の納付方法等に関する記憶は不明瞭である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人によれば、国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 52 年に結婚した直後の 1 回のみであるとしているなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 10 月 26 日まで  
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成12年10月26日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年11月7日付けで、申立人の11年11月から12年9月までの標準報酬月額の記録が、59万円から9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、申立期間において、同社に社会保険料の滞納があり、当該滞納保険料について、社会保険事務所職員と相談の上、自らの標準報酬月額を減額することになったとしていることから、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正について同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から 10 年 4 月 26 日まで  
社会保険事務所から連絡を受け、年金の記録を見ると標準報酬月額が当時の給与金額と違っていた。大体月に 30 万円ぐらいだったはずだし、金額が変わった覚えも無いので、正しい記録に直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 4 月 26 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 6 月 24 日付けで、申立人の標準報酬月額が、9 年 2 月から同年 6 月までの期間は 30 万円から 9 万 8,000 円、同年 7 月から同年 11 月までの期間は 22 万円から 9 万 8,000 円、同年 12 月から 10 年 3 月までの期間は 53 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、同社において社会保険に係る事務全般を担当していたとする申立人は、「厚生年金保険料を滞納しており、社会保険から脱退することについては社会保険労務士と協議し自分が届出をしたが、減額訂正処理の届出については記憶に無い。」と証言しているが、別の取締役は、「社内会議の場で、申立人と社会保険労務士から、社長を含む取締役に対し、会社の事業が思わしくなく社会保険料の支払が困難なため、社会保険を脱退するとの説明があった。」と証言していることから、申立人が同社の取締役として、社会保険事務について権限を有しており、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで  
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成7年6月30日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年9月5日付けで、申立人の6年11月から7年5月までの標準報酬月額の記録が、36万円から9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、滞納保険料を解消するため、社会保険事務所職員に相談し、自身の標準報酬月額減額訂正の届出を行った。」としている上、同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続についても申立人が自ら行ったことを認めていることから、申立人は、同社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の減額訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで  
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成7年6月30日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年9月5日付けで、申立人の6年11月から7年5月までの標準報酬月額の記録が20万円から9万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、同社の経営に関しても代表取締役であった夫と一体となっ  
て行っており、当該標準報酬月額の減額訂正及び厚生年金保険の適用事業所で  
なくなる手続についても夫と相談し、当該届出は、夫が行ったとしていること  
から、申立人は、同社の取締役として、社会保険に関しても掌握しており、自  
身の標準報酬月額の減額訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 15 日から 46 年 3 月 15 日まで  
私は、申立期間について、A社B事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の欄は、厚生年金保険記号番号、健康保険整理番号、標準報酬月額の内いずれも空欄のままとなっており、かつ、削除された形跡があることから、申立人は被保険者でなかったことがうかがわれる。

また、事業主は、上記の書類以外に当時の関連資料は無いことから、詳細は不明としている。

さらに、申立期間において、当該事業所に勤務していた従業員は、「当時は高度成長期であり、人の出入りは激しかった。」と証言している。

加えて、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、給与明細書等の資料は無い上、厚生年金保険料控除に関しても記憶が不明瞭である。

なお、社会保険事務所の保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 栃木厚生年金 事案 477

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所の職員が訪れ、標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられている可能性があるとの話をされた。当時の給与は 80 万円であり申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円とされているのはおかしい。  
給与支給明細書からも間違いなく標準報酬月額に合った料率の保険料額が控除されているので、訂正前の正しい標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 8 月 1 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 8 月 7 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、平成 8 年 10 月から 10 年 6 月まで 59 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、登記簿謄本により、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人の兄である代表取締役は、「役員報酬の引下げについては、私の独断で届けを行った。」と証言しているが、申立人は「専務取締役として事業所の経理事務に関与しており、厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、保険料を滞納していたので手形の組戻し等で何度か社会保険事務所に伺った。」と証言している上、当時の管轄社会保険事務所の滞納処分票に、申立人の専務取締役の名刺が貼付されていることから、申立人は、経理担当者として滞納保険料の取扱いについて、社会保険事務所の担当者と直接交渉していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「社長、税理士及び外部コンサルタントと会社の運営について話合いをしていた。」と証言しており、当時の店長も、「当該事業所が

社会保険の適用事業所でなくなることから、各店長が集められ、社長が国民健康保険への切替えについて説明を行った際に、申立人も同席していた。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は同社の取締役として社会保険事務についても権限を有しており、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 30 日から同年 10 月 31 日まで  
昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月中ごろまで A 社に勤めていたと記憶しているが、厚生年金の記録を確認したところ、36 年 4 月の 1 か月のみの加入となっていた。申立期間が被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の兄、妹及び同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務していた期間については、これら証言から特定することはできない。

また、申立人は、「労働組合が結成され最初の集会に出た記憶がある。」としているが、当時の同僚から申立人の記憶を裏付ける証言を得ることはできず、申立人が退職した時期について覚えている者もいなかった。

さらに、当該事業所は既に廃業しており、事業主も既に死去していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、A 社が加入していた B 健康保険組合に照会したところ、書類の保存期限が経過しているため、申立期間の加入状況は分からないとの回答であった。

このほか、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで  
社会保険庁の記録によると、申立期間について、私の標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に引き下げられている。申立期間当時の給与は、月額約 70 万円だったと思うので、正しい記録に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成6年3月31日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年4月28日付けで、申立人の4年10月から6年2月までの標準報酬月額の記録が、53万円から8万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、複数の元従業員から、「代表取締役は申立人の父だったが、会社に出社することはなく、申立人が実質一人で会社を経営しており、経営上の決定権は申立人にあり、代表者印も申立人が管理していた。」との証言があり、申立人自身も滞納していた社会保険料のことで社会保険事務所から呼出しがあり、会社として対応していたことを記憶していることから、申立人は、同社の取締役として、業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務についても権限を有しており、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 11 日から 43 年 4 月 11 日まで  
② 昭和 43 年 4 月 11 日から 45 年 12 月 13 日まで

私は、母を看病するため、A社B事業所を昭和 40 年 8 月に一度辞めているが、この時脱退手当金を受給し、それに母から出してもらったお金を足して、当時の最新のミシンを買った記憶がある。

しかし、社会保険庁の記録では、再度同社に入社し、子供が生まれ、退職した後の昭和 46 年 7 月に脱退手当金を受給したことになっている。当時は、子供が小さく、社会保険事務所も自宅から遠かったので、請求の受付に行けるはずがない。申立期間について、脱退手当金支給の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所を昭和 40 年 8 月に退職した後に、脱退手当金を受給したと主張しているが、社会保険事務所が保管している脱退手当金支給整理簿を調査したところ、同社に再就職し退職した後である 46 年 7 月に脱退手当金を支給した記録になっており、申立期間以前の脱退手当金の支給記録は無い。

また、申立人の脱退手当金は、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。